

法人等の概要

●設置主体

中津市

所在地：大分県中津市豊田町14番地3
電 話：0979-22-1111（高齢者福祉係）

●運営主体（指定管理者）

社会福祉法人
中津市社会福祉協議会

所在地：大分県中津市沖代町1丁目1番11号
電 話：0979-24-4294（本所）

●診察医（嘱託医）

ふるかわメディカルクリニック 所在地：大分県中津市豊田町6番地4

●協力病院

中津市立中津市民病院
酒井病院

所在地：大分県中津市大字下池永173番地
所在地：大分県中津市中央町1丁目1-43

ご案内図



養護老人ホーム 中津市豊寿園

☎ 0979-64-8112

FAX 0979-64-8114

E-mail hojuen.nakatsu-s@galaxy.ocn.ne.jp

<http://www.nakatsu-s.or.jp/>

〒871-0162 大分県中津市大字永添2606番地20



養護老人ホームって知っていますか？



寄り添うところ

入所者の生活をご家族や地域の皆さまと
ともに支えるコミュニティ・ケアの実現を目指します

養護老人ホーム

中津市豊寿園

養護老人ホームとは

「経済的理由」「環境上の理由」により在宅生活が困難な高齢者（※入院加療を要する病態でない65歳以上の方）の社会復帰・在宅復帰を促す施設です。

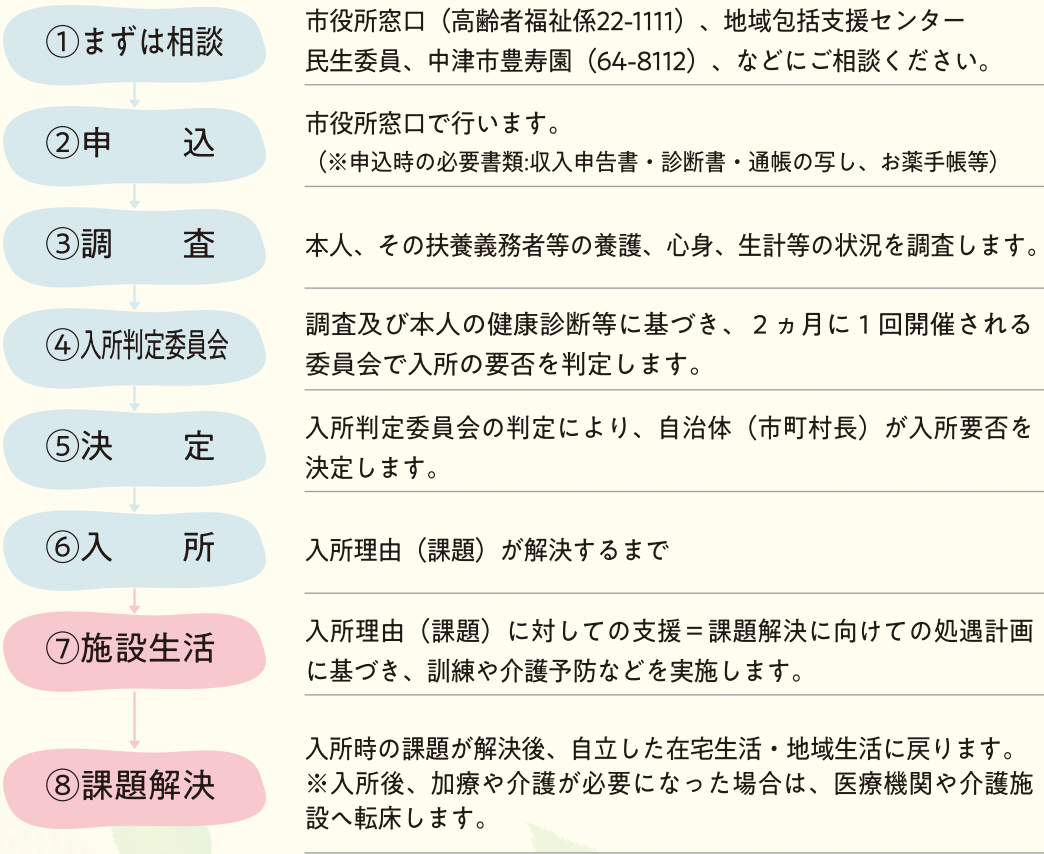
特別養護老人ホームや有料老人ホームなどの利用者と施設との直接契約で入所ができるのに対して、**養護老人ホーム**は自治体（市町村長）の入所決定が必要となります。

入所までの流れ



入所までの流れ

入所からの流れ



入所理由の例（一部）

虐待を受けている高齢者、無年金など経済的に困窮した方、ホームレスの方、賃貸住宅から立ち退きを受けた方、何らかの理由により在宅生活が困難な方 など

入所の種類等

入所の種類	措置入所	短期入所	契約入所
目的（入所理由）	「経済的理由」「環境上の理由」により在宅生活が困難な高齢者	「経済的理由」「環境上の理由」により在宅生活が困難な高齢者	住居に課題のある高齢者等
入所基準	自立	自立～要介護2	自立～要介護2
月額が目安	0～140,000円/月	2,922円/日	87,760～103,620円/月 ※生活保護の基準額により変動あり
入所期間	入所判定委員会での決定された期間	7日間	3ヶ月
対象	生活保護・非課税世帯	中津市に住所を有する生活保護・非課税世帯等	中津市に住所を有する生活保護・非課税世帯等

社会貢献活動

養護老人ホームに入所されている方の自立支援（社会的、経済的自立など）については、全てが公費で賄われていることから、また豊寿園の趣旨である「寄り添うこころ」を踏まえ、入所されている方が地域の中で生きがいを感じられるよう支援していくために、社会貢献・地域貢献活動を入所者・職員で積極的に取り組んでいます。



生きがい活動



地域の中で入所者が生き生きと生活できるよう支援しています。生きがい活動をすすめることで社会貢献し人や社会の役に立つことで、また生きがいを感じられるよう、入所者・職員ともに取り組んでいます。

社会貢献活動

